

ALPHA NEWS-ONLINE V o l . 2 0

発行者：弁護士法人アルファ総合法律事務所

2019. 7. 19

こんにちは。弁護士法人アルファ総合法律事務所です。

このメールマガジンは、当事務所の弁護士等が名刺交換をさせていただいた方、セミナーへご参加いただいた方、メールマガジンの配信登録をいただいた方、顧問先企業様にお送りしております。なお、配信停止については、当メルマガの末尾よりお願い致します。

※-----※

本メールマガジンは配信専用となります。

当事務所へのお問い合わせやセミナーのお申込につきましては、下記連絡先へお願い致します。

電話：04-2923-0971（受付時間：平日午前9時～午後6時）

※-----※

突然ですが、「地域猫」という言葉を聞いたことはありますか？

地域猫とは、地域住民がボランティアで、地域の方々の理解と協力を得たうえで不妊・去勢手術を受けさせ、給餌や糞尿の管理をしながら暮らす、飼い主のいない猫のことをいいます。

我が家の周辺には、それぞれに名前のついた地域猫が数匹いるのですが、つい最近、どこからやって来たのか、家の駐車場に子猫が隠れていることが分かりました。

当初は人間を警戒してなかなか姿を見せてくれなかったのですが、試しに餌を置いてみたところ、ペロリと完食しており、

徐々に防犯カメラに映るエリアに餌を移動させてみたところ、

そこには大きな瞳の茶色い子猫が映っていました！

子猫であれば里親も見つかりやすいということで、地域猫活動をしている方の協力の下、まずは捕獲して去勢手術に移るべく、子猫が人間に慣れるまで、我が家の駐車場で借り暮らしの日々が続きます。

それでは、今月のメルマガです。

==== 2社合同 “事業承継セミナー” ====

日時：2019年10月30日（水）13時30分～16時

場所：税理士法人シン中央会計 セミナールーム

所沢市北秋津720-1 カデール細淵ビル102号室

※西武池袋線・新宿線「所沢駅」東口より徒歩5分

テーマ：事業承継

講師：弁護士 保坂光彦（弁護士法人アルファ総合法律事務所）

税理士 守永紀子（税理士法人シン中央会計）

定員：20名

参加費：無料

※詳細は確定次第、当事務所HPにてお知らせいたします。

▼▽▼-----

2 働き方改革／同一労働同一賃金（1）

▲△▲-----

皆様こんにちは

弁護士法人アルファ総合法律事務所の

代表弁護士・税理士の保坂光彦です。

さて、今回も引き続き「働き方改革」関連の法改正について
お話をさせていただきます。

今回のテーマは『同一労働同一賃金』です。

言葉の語感からだけでも、何となく趣旨はお分かりいただけるかと思われ
ますが、ここでいう『同一労働同一賃金』とは、
同一の企業や団体内において、正規雇用労働者（いわゆる正社員、
無期かつフルタイムの労働者）と非正規雇用労働者（有期雇用労働者、
パートタイム労働者、派遣労働者の総称）の間で
不合理な待遇差が無いようにし、同じ仕事をしている限りは
同じ待遇にする・・・というものです。

この『同一労働同一賃金』という考え方をより深く
理解していただくためには、「均等待遇」と「均衡待遇」という

二つの、似て非なる言葉もあわせて押さえておく必要があります。

まず「均等待遇」とは、同じ働き方をしている場合には、賃金などの労働条件（待遇）を同一にしなければならない（全く同じ仕事をしているのに、単にパートだというだけ給与面で差をつけるといった差別的な取り扱いは許されない）ということの意味します。

一方、「均衡待遇」とは、それぞれの働き方が異なる場合があることを前提に、その違いの内容や程度に応じた適切な（バランスのとれた）待遇をしなければならないという意味であり、見方を変えますと、正社員と非正規労働者との待遇に違いがある場合、それが仕事の性質や責任の重さの違い、その他の事情なども考慮したうえでの合理的なものでなければならないということになります。

実は、この「均等待遇」や「均衡待遇」という考え方や法律上の規定については、今回の働き方改革の以前からも存在はしていたのですが、一般には非正規雇用労働者という大きな括りの中で同一視されがちな、「パート」と「有期雇用」と「派遣」との間で、それぞれ全く状況が異なる（字数の関係で詳細は省かせていただきますが、パートについては均等・均衡待遇いずれについても法律上の根拠となるものが存在した一方、派遣に関してはそのような規定自体が存在していませんでした）というのが実情でした。

それが今回の改正によって、ようやく、どの種類の非正規雇用労働者であっても均等・均衡待遇が必要であることが明確とされるに至りました。

すると、次には当然「では具体的にはどうすれば良いのか？」という話になるでしょう。しかし、実際問題として、この問題は非常に大きなテーマであると同時に、個別の事案ごとに細かな検討も必要とされる話であり、今後の具体例の蓄積が待たれる部分も少なからずあると思われ（詳しくは次回以降で）。

なお、厚生労働省において「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針（平成30年厚生労働省告示第430号）」

(<https://www.mhlw.go.jp/content/11650000/000469932.pdf>) というものを
定めており、そこでは多くの具体例も挙げられていますので、
参考にさせていただければと思います。

▼▼▼-----
3 [弁護士コラム] プチ糖質制限～第二章～
▲▲▲-----

日ごろ、大変お世話になっております。
弁護士の田村裕輝です。

今回の弁護士コラムは、「プチ糖質制限～第二章～」です。
前回（メルマガV o l . 1 6）のコラムでお伝えしましたとおり、
私は、平成30年夏頃から「プチ糖質制限」を導入しています。

私の場合、朝食は糖質制限パンやチーズなどの乳製品、昼食は
糖質制限カップ麺、糖質制限パン、惣菜、サンドイッチなどを食べ、
朝食と昼食については糖質を制限するようにしています。
そして夕食は、多少おかわりの量は減らしますが、普通に食べます。

夕食についてのみ糖質を制限せずに普通に食べる理由は、
もちろん医学的に重要な根拠がある・・・わけではなく、
食事を楽しむと言えば「夜」。夜は特にお腹が空きやすい、
お腹が空くとよく眠れない、一食ぐらいいは好きに食べさせてほしい、
夕食は飲み会や会食などのお付き合いが多い・・・などの、
ごく単純なものです。

なお、私は「プチ糖質制限」をする以前は糖質制限の食品など
意識したこと自体ありませんでしたが、
気にしながら見回してみますと、意外と巷に広がっています。

例えば、大手コンビニチェーンの中で最も糖質制限に
力を入れているのは、（特に宣伝するつもりはありませんが）
私を知る限り「ローオン」です。
「ローオン」は、糖質制限のパン、惣菜、カップ麺を

数多く取り揃えています。

また、糖質制限・ローカーボ（低炭水化物）の宣伝文句のほか、（炭水化物のみならず）糖質の含有量まで食品の容器に記載するなど、表示の面においても糖質制限に特に力を入れているようです。

ちなみに、ご存知の方も多いとは思いますが、炭水化物と糖質の関係は、「炭水化物＝糖質＋食物繊維」というものです。

つまり、炭水化物の含有量が多いからと言って、糖質も多いとは限りません。

余談ですが、このような炭水化物と糖質の関係を悪用し、“糖質が高そうであるが炭水化物表記しかない食品”を食べた時には、「炭水化物の値は高いが、糖質の値はきっと低いはず」などという、全く根拠のない弁解を打ち立て、自らを無理やり納得させることがあります。

さて、いよいよ注目の「プチ糖質制限」の結果に移りたいところですが、字数制限の都合上、終わりが来てしまいました。

何度も結末を引っ張るのは安っぽいテレビ番組のようで気が引けるのですが、続きは「プチ糖質制限～終章～」をご覧ください。

▼▽▼-----

4 あとがき

▲△▲-----

プチ糖質制限の結末を楽しみにお待ちいただいている皆様、次が本当に最後です！気になる結末は10月配信のメルマガV.01.23を、ぜひ期待してお待ちください！

さて、相変わらず雨の日が続き、ここのところ、まともに太陽が照っていることがなかったように感じます。貴重な晴れ間に洗濯物を干してみてもすっきりと乾かず、「これが梅雨だ」と言われてしまえば、それまでなのですが、さすがに晴れ間が恋しくなるこの頃です。早く快晴の空の下で、美味しいビールが飲みたい！と

心が叫んでいます。

それでは次号をお楽しみに！

◆◇より身近に、より迅速で、より充実したリーガルサービスへ◇◆

－発行元－

弁護士法人アルファ総合法律事務所

代表弁護士／税理士 保坂光彦 （メルマガ担当：松浦）

埼玉県所沢市日吉町14-3朝日生命所沢ビル8階

TEL：04-2923-0971 / FAX：04-2923-0972

MAIL alpha-tokorozawa@alpha-lawoffice.com

URL [https:// alpha-lawoffice.com/](https://alpha-lawoffice.com/)